

広島県告示第九百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和元年十二月二十三日までの間、縦覧に供する。

令和元年十二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次高野線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市高野町下門田字只野原五〇〇六番一地从先から 庄原市高野町下門田字只野原五〇〇六番一地从先まで	〇	〇	一一・〇〇〇 二九・一〇〇	一四九・九	幅員減少 不用物件延長
	一一・〇〇〇 二二・四〇〇			一四九・九	幅員減少 不用物件延長